

【ご案内】欧州規制強化に伴うLEIの取得について

■欧州規制強化に伴うLEIの取得について

【概要】

欧州において新たな金融規制が実施されることとなり、欧州の金融機関等と店頭デリバティブ、先物取引、株式や債券等の有価証券取引等を行う投資家は、取引の際に、取引の当事者を識別する番号「Legal Entity Identifier」(以下「LEI」)を提示することが義務付けられました。

国内の年金ファンドにつきましても本規制の対象となることから、弊社が運用する合同口ファンドのうちLEI取得が必要と判断したファンドについて、必要な手続きを進めさせていただきます。

【対応】

本邦では株式会社東京証券取引所(以下、「東証」)が、LEI取得を希望する申請者からの申請に基づきLEI指定を行います。

弊社では、再信託受託者の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を通じて、東証への申請を実施します。

LEI指定については、下記の通り、東証が定める事務手数料の支払いが発生しますので、当該合同口ファンドより引き落としをさせていただき取扱いとさせていただきます。

登録料 12,000円(税抜)

年次更新料 10,000円(税抜) 別途消費税が課税されます(2017年10月3日時点)

なお、合同口にご投資いただいているお客様においては、特段の手続きは発生しません。

【対象となる合同口】

・年金投資基金信託(外貨建口)

B01、B02、B03、B05、B06、B09、B11、B13、B15、B17、B18、B20、B21、B22、

B41、B42、B47、B91、B92、B93、B95

E01、E02、E04、E06、E07、E08、E12、E13、E14、E16、E17、E18

E41、E42、E45、E46、E55、E91、E92

L06

・年金投資基金信託(総合口)

S57、S58

B07、B10、B12、B14、B16、B19

E03、E05、E09、E10、E11、E15、E56、

L12、L13